



19 特別児童扶養手当

20歳未満の障がいを持つ児童を養育している保護者に支給されます。

※手当受給には、所得による支給制限があります。

概ね対象となる障がい児

- ・身体障害者手帳 1～3級
- ・療育手帳 A・B（中度）に該当する児童

支給月額（令和8年4月より適用）

- ・1級 58,450円
- ・2級 38,930円

手続きに必要なもの

- ① 認定請求書（用紙はこども・健康課保健福祉室にあります）
- ② 身体障害者手帳・療育手帳（添付の必要ない場合があります）
- ③ 所定の診断書
- ④ 住民票（世帯全員のもの）
- ⑤ 戸籍謄本（請求者および対象児童のもの）
- ⑥ 本人確認書類（請求者のマイナンバーカード、運転免許証など）
- ⑦ 請求者名義の通帳

手続き・問い合わせ先

役場こども・健康課保健福祉室福祉担当 0156-25-2216（直通）